

**第5回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会
防災・環境部会 議事録**

●開催日時：令和6年11月15日（金） 18時30分～20時00分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

副部会長	二宮重樹
部会員	遠藤 潤 上野 大
庁内検討委員	副部会長：菅野 淳 部会員：今 辰徳 西本利博 下沢亮一 松崎陽祐 小玉篤志 下山 忠 宮林 浩 土橋正雄
事務局	企画調整G：近間聡史 服部将大 市民協働G：鳥海秀充 新関麻亜子

●欠席者

部会長	桜井勇氣
部会員	坂東百合子 藤崎信雄 小和田奈々

◆議 題：①協議テーマ「自然・葬斎場・墓地」の振り返り
②第4期基本計画の体系図について
協議テーマ：「防災・消防」

【防災・環境部会】

議題1 協議テーマ「自然・葬斎場・墓地」の振り返りについて

（副部会長）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題（1）「協議テーマ「自然・葬斎場・墓地」の振り返り」についてですが、10月24日に開催されました本部会にて、協議テーマ「自然・葬斎場・墓地」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなお意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いし

ます。

(事務局_企画調整G)

10月24日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、基本的な方向1「優れた自然の保全」の「優れた自然」という文言が自然そのものが優れていると捉えられるため変更してはどうかという意見、基本的な方向2－主要な施策「①生態系の保全」と「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」について、両施策ともに「生態系の保全」と捉え、1つに統合するまたは基本的な方向を「生態系の保全」とするのはどうかという意見、動物愛護に関する主要な施策を新たに設けるのはどうかという意見、基本的な方向4「葬斎場・墓地の整備」について、第2節の自然というテーマに相応しくないと捉え、別の節などに変更するのはどうかという意見がありました。

ご意見を踏まえて、庁内検討委員会で協議した結果について、関係部署から説明いただきたいと思います。

まず、基本的な方向1「優れた自然の保全」、主要な施策「①生態系の保全」、動物愛護の考えについて、環境対策グループより説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策G)

優れた自然については、国の環境に関する文書でも活用されていることや本市の環境基本計画との整合性を意識した文言となっています。他との優劣ということではなく、本市の自然そのものが素晴らしいものであると捉えとして、文言は変更しないこととしたいと考えています。

ただ、委員からご意見いただいたとおり、例えば、恵まれた自然という表現の方が馴染みやすいということも理解できることから、その他の文章において、自然に関する表現をする際には意識した内容にしたいと考えています。

次に、生態系の保全については、委員からご意見いただいたとおり主要な施策「①生態系の保全」と「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」はどちらも生態系に関連する項目であると捉えまして、1つに統合し、主要な施策「①生態系及び生物

の生育・生息環境の保全」としています。

(事務局_企画調整 G)

次に、基本的な方向4「葬斎場・墓地の整備」について、市民協働グループより説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働 G)

第2節「自然を生かした潤いのあるまちづくり」－施策Ⅰ「人と自然が共生するまちづくりの推進」の下に「葬斎場・墓地の整備」が位置づけられていることについて、委員からご意見いただいたとおり、自然とどのように繋がっているのか違和感を感じる部分があります。第3期基本計画の体系図では最適な項目がないことから、こちらに位置づけていたのではないかと推察しています。

庁内検討委員会で協議した結果、第2節から第3節「安全に安心して暮らせるまちづくり」－施策Ⅴ「安全安心なまちづくり」に移動させることを考えています。理由としては、葬斎場・墓地の整備は市として必要不可欠な事業であり、継続的に確実に実施することで、市民が安心して暮らせることができることから、第3節に位置づけることとしました。

(事務局_企画調整 G)

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、施策Ⅰ－基本的な方向1－主要な施策「①適切な自然環境保全の推進」における主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画では「傷病鳥獣等保護経費」のみが事務事業として位置づけられていましたが、その他の自然環境保全に関する取組も考え方に記載してはどうかという意見がありました。

「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、前回の部会でいただいた皆様のご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署でまとめた現時点での考え方の案となります。

先ほども申し上げたとおり、考え方の最終案をまとめる作業については2月以降に庁内検討委員会で検討し、進めることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の案について、関係部署である環境対策グループより説明いただきます。

(庁内委員_環境対策 G)

第1節で地球温暖化対策の推進について議論した際に、大規模な再生可能エネルギー発電設備による自然環境等への影響について懸念されることを踏まえ、設置の抑制に関することを触れた方がいいのではないかというご意見をいただいています。このことから、再生可能エネルギー発電事業について、良好な自然環境等が保全され、地域との調和が図られるよう、ルールに則った適切な実施を促すという文章を入れることを考えています。

また、第4章には景観に関する部分があり、都市調和部会でも議論させていただき、景観でも再生可能エネルギー発電設備を意識した文章を加えることを考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、主要な施策「②森林の保全」における主要な施策の考え方についてですが、水資源の涵養という文言が今の時代には相応しくない表現と捉え、わかりやすい表現にするのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である農林水産グループより説明をお願いします。

(庁内委員_農林水産 G)

涵養については、森林法の保安林に関する項目に使われている文言となるため、なじみのない文言であると認識していますが、整合性を図るためにこのまま使用したいと考えています。

ただ、わかりやすい表現ということであれば「水資源の保全」という表現もあることから、引き続き庁内検討委員会で表現の仕方について検討したいと考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、基本的な方向2－主要な施策「①生態系の保全」における主要な施策の考え

方についてですが、体系図の文言でもとりあげられています、動物愛護に関する考え方を記載するのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である環境対策グループより説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

動物愛護については、基本的には北海道が所管する取組となります。ただ、市としても動物愛護に関する周知やペットの飼育に関する、狂犬病予防の注射に関する、こと等、様々な関連する事業を実施しているため、できる限りわかりやすい表現で考え方に示したいと考えています。

(事務局_企画調整 G)

体系図の説明において、主要な施策「①生態系の保全」と「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」を統合することとしましたが、主要な施策「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」の主要な施策の考え方については、統合することにより、いま、環境対策グループから説明でお示ししました考え方に加えることとしています。

以上で皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果の説明を終わりになりますが、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(副部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

【質問等なし】

議題 2 第 4 期基本計画の体系図について～協議テーマ：防災・消防～

(副部会長)

次に、議題（２）「第 4 期基本計画の体系図」について、本日は「防災・消防」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

本日の協議テーマのうち、先に「防災」に関する部分の第 3 節一施策Ⅰについて、ご説明させていただきます。

第 3 節「安全に安心して暮らせるまちづくり」については、第 3 期基本計画から変更ありません。

次に、これを実現させるための施策Ⅰ「総合防災対策の推進」について、第 3 期基本計画から変更ありません。

次に、これを実現させるための基本的な方向について、基本的な方向 1「防災計画の推進」、基本的な方向 2「防災意識の向上」、基本的な方向 3「防災体制の充実」、基本的な方向 4「治山対策の推進」、基本的な方向 5「治水・雨水対策の推進」とあり、どれも第 3 期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向 1を進めるための主要な施策についてですが、各種防災計画等を適宜見直し、防災対策の推進に努める「①防災計画の整備」、国民保護計画を適宜見直し、的確かつ迅速な保護措置を推進する「②国民保護計画の推進」とあり、どちらも第 3 期基本計画から変更ありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①防災計画の整備」の考え方について、第 3 期基本計画に即して言えば、安全で安心して暮らせる災

害に強いまちを実現するため、大雨、地震、津波、大規模停電など過去の災害から得た経験を踏まえ、登別市地域防災計画や各種防災計画等を適宜見直し、適切な防災対策の推進に努めることとしており、具体的な事業につきましては「防災マップ更新事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②国民保護計画の推進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、外国からの武力攻撃等から市民の安全を確保するため、国や北海道の動向を踏まえ登別市国民保護計画を適宜見直し、関係機関と連携協力のうえ、的確かつ迅速な保護措置を推進することとしており、具体的な事業につきましては「登別市国民保護協議会開催経費」が位置づけられています。

続きまして、基本的な方向2を進めるための主要な施策についてですが、総合防災訓練等の隔年実施や住民主体の避難訓練等を促進する「①防災訓練の実施」、市民の防災に対する意識の向上を図る「②防災思想の普及啓発強化」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①防災訓練の実施」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、自然災害に備えるため、実際の災害を想定した総合防災訓練等を隔年で実施するほか、地域住民が主体となった避難訓練等を促進することとしており、具体的な事業につきましては「総合防災訓練経費」が位置づけられています。

次に、主要な施策「②防災思想の普及啓発強化」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、事前に自宅周辺における危険個所の把握や非常用品の備え等、日頃からの心構えを持ってもらうよう、ハザードマップ等の活用を推進するほか、市民の防災に対する意識を高めるための啓発活動の推進、地震や津波に対する避難場所や避難経路、津波避難ビル等を周知・啓発に努めることとしており、具体的な事業につきましては「防災意識普及啓発活動」が位置づけられています。

続きまして、基本的な方向3を進めるための主要な施策についてですが、第3期基本計画では、平時から災害時まで活用する防災体制の施設整備や市民の防災意識高

揚のための設備を付加すること等を目的に主要な施策「②防災センター機能の整備」を位置づけていましたが、主要な施策「①防災施設及び設備の適正管理」に目的が類似していることから１つに統合し、主要な施策「①防災施設及び設備の整備・適正管理」としています。

その他、効果的な防災情報伝達手段の多様化を図る「②防災情報体制の推進」、自主防災組織の設立の推進及び防災活動を助長する「③地域における防災体制の推進」、大型避難所への非常用食糧の備蓄及び資機材配置を図る「④非常用備蓄品の整備」、災害時における迅速な対応を図るため多様な機関・団体等との連携を推進する「⑤相互応援や多様な機会等との連携協力の推進」とあり、どれも第３期基本計画から変更ありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①防災施設及び設備の整備・適正管理」の考え方について、第３期基本計画に即して言えば、日頃から屋内外の避難所や防災行政無線等の定期的な点検を行い、災害時に活用する施設や各種設備の適正な維持管理に努めることとしており、具体的な事業につきましては「防災情報の伝達装置に係る維持管理」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②防災情報体制の推進」の考え方について、第３期基本計画に即して言えば、放送機関との連携強化を図るほか、防災情報メール配信サービスへの登録の推進、地域特性を踏まえた効果的な防災情報伝達手段の多様化を図ることとしております。

次に、主要な施策「③地域における防災体制の推進」の考え方について、第３期基本計画に即して言えば、地域の防災力を高め、災害の予防と被害の軽減を目指し、すべての町内会の自主防災組織を設立するよう推進するほか、自主防災組織に対し、各種資機材の整備を支援し、防災活動を助長することとしており、具体的な事業につきましては「地域防災組織の構築」が位置づけられています。

次に、主要な施策「④非常用備蓄品の整備」の考え方について、第３期基本計画に即して言えば、山間部など災害時に孤立する可能性がある地域や拠点となる大型避難所に非常用食糧の備蓄や資機材配置を図ることとしており、具体的な事業につきまし

ては「防災対策強化事業」が位置づけられています。

次に、主要な施策「⑤相互応援や多様な機会等との連携協力の推進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、災害時における迅速な対応を図るため、行政機関や医療機関、ボランティア等の多様な機関・団体等との連携を推進することとしています。

続きまして、基本的な方向4を進めるための主要な施策についてですが、森林の維持保全や災害から市民を守る治山事業を推進する「①治山事業の推進」とあり、第3期基本計画から変更ありません。

また、この主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、森林の維持保全と山地災害から市民を守るため治山事業を推進することとしており、具体的な事業につきましては「林業振興経費」が位置づけられています。

続きまして、基本的な方向5を進めるための主要な施策についてですが、河川の適正な維持管理に努める「①治水事業の推進」、雨水対策事業を推進する「②雨水・浸水対策事業の推進」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①治水事業の推進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、市街地の未整備の河川の計画的な整備に努めるとともに、河川の適正な維持管理に努めることとしており、具体的な事業につきましては「河川維持補修事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②雨水・浸水対策事業の推進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、公共下水道による雨水対策事業を推進するほか、浸水被害の軽減を図る道路排水対策事業を推進することとしておりますが、第3期基本計画の期間中において道路排水対策事業は完了していることから、第4期基本計画では主要な施策の考え方から削除することとなります。

以上で、「防災」に関する体系図の説明を終わりますが、
前回の部会でもご説明しましたが、体系図案に参考で記載している「第3期基本計

画における主要な施策の考え方」が、第４期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかなどといった議論をしていただけだと思います。

以上となります。

(副部会長)

ありがとうございます。先に、テーマ「防災」に係る体系図の文言について１つずつ、体系図案に記載されている「第３期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、前回と同様に、第４期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第４期基本計画の体系図案にあります、第２章－第３節「安全で安心して暮らせるまちづくり」を達成するための施策Ⅰ「総合防災対策の推進」、これを達成するための基本的な方向１「防災計画の推進」、基本的な方向１を進めるための主要な施策「①防災計画の整備」について、第３期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_総務 G)

防災計画の整備については、分野別計画の強靱化に関する指針を登別市強靱化計画として令和２年度に策定し、毎年見直しを図りながら整備しています。また、本計画は令和７年度に大きな改訂を予定しています。

次に、登別市地域防災計画についても、毎年、登別市防災会議に諮り、見直しを諮っています。この登別市地域防災計画を基本とした各種災害に対する具体的な計画やマニュアルについても逐次整備しており、今後も継続的な見直し等を含め、整備を進めていきたいと考えています。

次に、防災マップについては、令和３年７月に北海道から新たな津波浸水想定が公表され、令和４年３月にブック版とウェブ版を作成し、市民へ配布しています。さらに、令和４年１１月に北海道から新たに洪水浸水想定公表に伴い、別冊版として洪水土砂災害ハザードマップを作成し、市民へ配布しています。

今後についても、新たな災害の想定が公表された際には、見直しを図っていきたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

防災マップはどちらで配布しているのでしょうか。

(庁内委員_総務 G)

本市で作成した防災マップは市民の皆さんに渡すよう配布しています。

ウェブ版は逐次修正していますが、ブック版はある程度の年数が経過した時点で合冊しながら更新をしています。

(副部会長)

次に、主要な施策「②国民保護計画の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_総務 G)

登別市国民保護計画については、毎年開催している登別市国民保護協議会において、計画の見直しがある場合には本協議会に諮り、見直しを行っています。

本計画に基づく外国からの武力攻撃等から市民の安全を確保するため、毎月、本本市独自のJアラートの定期訓練を行い、住民に対する情報伝達に遺漏ないように努めています。また、毎年、国や北海道が実施する国民保護に関する研修会や訓練に参加し、国民保護に関する動向を踏まえ、的確かつ迅速な国民にかかる措置について、推進していきたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

具体的な事業について、「国民保護協議会開催経費」という説明がありましたが、具体的にはどのような経費となるのでしょうか。

(庁内委員_総務 G)

協議会の会員の方を招集するための旅費等の経費となります。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「防災計画の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、基本的な方向2「防災意識の向上」を進めるための主要な施策「①防災訓練の実施」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_総務 G)

防災訓練の実施については、隔年で実施している登別市総合防災訓練を市民と防災に関わる関係機関や団体、企業等と連携して実施し、例年、多くの市民の方が参加しています。本年度は、2月1日に冬季の地震や津波を想定した総合防災訓練を計画しており、多くの市民の参加を呼び掛け、防災意識や知識の向上を図っていきたいと考えています。

また、町内会や学校、各種団体等が実施する防災訓練や研修会を支援し、防災意識の向上を図るほか、連合町内会が主催し、隔年で実施を予定している全市一斉防災避難訓練についても支援しています。

今後につきましても、防災訓練については継続して実施するための意識や環境を促し、防災意識の向上を図っていきたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、主要な施策「②防災思想の普及啓発強化」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_総務 G)

防災思想の普及啓発強化については、先ほどご説明しました防災マップを活用し、避難場所や避難所、避難路等の認識、津波・洪水の浸水区域、土砂災害警戒区域等を周知するとともに、地域や学校、団体への研修において防災思想や知識を普及しており、引き続き実施していきたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

避難場所や避難路の周知については、具体的にどのように実施しているのでしょうか。

(庁内委員_総務 G)

各町内会等が研修会を開き、防災担当者が講師として避難経路等が記載されている防災マップを活用しながら周知しています。

(副部会長)

実際に、市民の方を避難場所に連れて行くといった活動は実施していないのでしょうか。

(庁内委員_総務 G)

町内会の方々と一緒に避難経路を歩き、実効性の向上を図っています。市民全員を連れて行くことは難しいため、これに参加した町内会の方々が周囲の方へ周知していただくように促しています。

(委員)

町内会に加入している方は防災マップが手元にあるかと思いますが、賃貸住宅に住んでいて町内会に加入していない若い世代の方は防災マップが手元にない場合が考えられます。こういった方々への普及啓発として実施していることはあるのでしょうか。

(庁内委員_総務 G)

様々な方法で周知を図っており、市役所本庁舎や支所に来ていただき、ブック版の防災マップを配ることを実施しているほか、市公式ウェブサイトに掲載していることやウェブ版防災マップの活用について周知を図っています。

(副部会長)

配布する以外に防災マップを施設に設置しているのでしょうか。

(庁内委員_総務 G)

基本的には支所に配置しています。

(委員)

体系図の文言について、「思想」が難しい文言に感じるため「意識」などのわかりやすい表現にするのはどうでしょうか。

(庁内委員_総務 G)

文言の変更については、庁内検討委員会で検討したいと思います。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向２「防災意識の向上」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

（副部会長）

次に、基本的な方向３「防災体制の充実」を進めるための主要な施策「①防災施設及び設備の整備・適正管理」について、第３期基本計画の主要な施策「②防災センター機能の整備」を統合し、文言を変更していますが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

（庁内委員_総務 G）

防災施設や設備の整備・適正管理については、保守を含め、定期的な整備や点検を実施することが必要となります。例えば、防災行政無線は中登別町に中継所がありますが、非常用発電機を週１回自動起動させ、起動状況の点検を行い、故障時には迅速に保守業者に連絡し、対応してもらうなど、適正に維持管理を行っており、今後もういった体制で維持管理することが重要であると考えています。

また、設備の老朽化による更新や時代に即した新しい機器の導入についても適宜実施することが必要と考えています。

（副部会長）

ありがとうございます。今のご説明と第３期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

（副部会長）

次に、主要な施策「②防災情報体制の推進」について、第３期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

（庁内委員_総務 G）

防災情報体制の整備については、防災行政無線からの情報発信に連携し、メールやＳＮＳによる配信を行っているほか、緊急時のＦＭびゅうへの割り込み放送やテレビのＬアラート機能による配信、ＦＭびゅう放送枠内での防災関連の放送等を行っています。また、町内会への回覧による防災情報の周知等も行い、防災情報の伝達手段として、多様な方法で推進していきたいと考えています。

（副部会長）

ありがとうございます。今のご説明と第３期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

（副部会長）

第３期基本計画の主要な施策に、「効果的な防災情報伝達手段の多様化」とありますが、具体的にはどのような意味でしょうか。

（庁内委員_総務Ｇ）

先ほどご説明したとおり、様々な手段による情報伝達という意味での多様化になります。

（副部会長）

次に、主要な施策「③地域における防災体制の推進」について、第３期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

（庁内委員_総務Ｇ）

地域における防災体制の推進については、市内の９３町内会のうち８９町内会が自主防災組織に加入しており、加入率は９５．７％となっています。また、自主防災組織に対し、防災資機材の購入に係る財政支援を行い、その活動を支援しています。さらに、自主防災組織に対する外部講師による研修会を毎年１回実施し、防災意識の高揚を図っています。

今後も継続して地域における防災体制の充実を推進していこうと考えています。

（副部会長）

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、主要な施策「④非常用備蓄品の整備」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_総務G)

非常用備蓄品の整備については、登別市備蓄整備方針を策定し、これに基づき、市内16カ所の備蓄倉庫に計画的に整備を実施しています。例えば、備蓄食料は2万2000食を目標とし、年次的にローリングストックを図っています。また、新型コロナウイルス感染症の流行期には感染予防のためのパーティションや衛生用品等を充実させています。

しかし、冬季における寒さ対策の備蓄品については、少し不足しているものもあり、今後、現在進めているローリングストックを含め、計画的に整備を進め、充実を図りたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

備蓄食料品について、賞味期限が過ぎた場合に入れ替えるという認識でしょうか。

(庁内委員_総務G)

本市が購入している食料は、保存期間5年のアルファ化米を購入しています。

消費期限が近くなったものはフードバンクに寄附する等に活用して、計画的に入れ替えるようにしています。

(副部会長)

発電機用のガソリンは備蓄しているのでしょうか。

(庁内委員_総務G)

ガソリンは危険物であること等から備蓄は行っていません。

石油協会等と連携し、災害等があった際には優先供給していただくようにしています。

(副部会長)

例えば、災害が発生した際に道路状況によってはガソリンを運び出すことができないといった課題があるのでしょうか。

(庁内委員_総務G)

石油協会のほか、運送事業者とも協定を結んでおり、災害時には優先的に実施していただくようにしています。また、道路が使えない可能性については、国交省と連携し、道路警戒計画を策定しています。例えば、山の中の中継所における発電については、72時間は継続して動くようになっているため、3日以内に対応できるよう調整を図っています。

(副部会長)

直近の災害では、市内全体が停電となり、電気が供給されなくなった事例がありました。その際には、電気自動車の蓄電池を活用する等の事例がありましたが、電気の供給に関する対策としてはどのようなものがあるのでしょうか。

(庁内委員_総務G)

自動車関連の事業者と協定を締結し、災害時に対応していただくようにしています。

(副部会長)

次に、主要な施策「⑤相互応援や多様な機関等との連携協力の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_総務G)

災害時における対応については、国や北海道、隣接市町、様々な機関、団体、企業等、多種多様なところとの連携を図る必要があります。災害時に、協力・連携するために多くの機関や団体等と災害に関する協定を締結し、相互支援の体制を整えることが重要であると考えています。現在、本市では、89の機関、団体、企業等と協定を締結し、災害時に備えていますが、平時からの連携による意思疎通が重要であるため、相互の訓練への参加や定期的に連絡をとる等、実効性ある連携を推進しています。引き続き、新たな機関、団体、企業等との災害に関する協定の締結を推進していこうと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向3「防災体制の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、基本的な方向4「治山対策の推進」を進めるための主要な施策「①治山事業の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_農林水産G)

治山事業の推進については、市内の背後が山であるため治山対策を進める必要があると考えています。治山事業は、森林の維持・造成を通じて、山地災害から市民の生

命・財産を保全するとともに、水源の涵養や生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全施策の1つであることから、治山事業については今後も推進していきたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向4「治山対策の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、基本的な方向5「治水・雨水対策の推進」を進めるための主要な施策「①治水事業の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園G)

治水事業の推進については、市街地の河川整備や河川にたまった土砂の撤去等、引き続き実施し、大雨災害の防止に努める必要があるため第4期基本計画に位置づけています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、主要な施策「②雨水・浸水対策事業の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_下水道G)

公共下水道については、雨が降った際の雨水の排除とトイレ等から排出される汚水の排除を実施しています。

本市では汚水処理を優先して整備を進めていたことから、雨水については現状の道路排水によるものが大半であります。浸水被害が想定される箇所や道路改良工事を実施する箇所等を中心に公共下水道による幹線的な雨水管渠の整備を進めているところです。

今後とも市街地の雨水を速やかに排除し、浸水被害を防止するため、公共下水道による雨水・浸水対策事業を推進していきたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向5「治水・雨水対策の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策Ⅰ「総合防災対策の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

協議テーマ「防災」に関する部分のご意見等については、概ね出尽くしたかと思えます。続いての協議テーマ「消防」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

引き続き事務局より、協議テーマ「消防」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第3節を実現させるための施策Ⅱ「消防・救急救助体制の充実」について、第3期基本計画から変更ありません。

次に、これを実現させるための基本的な方向1「火災予防活動の推進」、基本的な方向2「消防力の強化・高度化」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、地域や事業所等の火災予防の普及啓発や消防職員の育成・資質向上に努める「①防火思想の普及」、防火対象物の査察や一人暮らし等の高齢者査察等に取り組む「②防火査察の徹底」、消防団の強化等に努める「③消防団の活性化」とあり、どれも第3期基本計画から変更ありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①防火思想の普及」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、市民の防火意識の高揚を図るとともに、地域や事業所の火災予防の普及啓発に努めるほか、防火管理者講習会の定期的な実施、防火管理体制の必要な助言、住宅用火災警報器の設置普及、消防職員の育成と資質向上に努めることとしており、具体的な事業につきましては「火災予防普及事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②防火査察の徹底」の考え方について、第3期基本計画に即し

例えば、防火対象物の査察を定期的を実施し、火災予防上必要な指導に努めるほか、危険物施設への定期的な立入検査を実施、一人暮らし等の高齢者査察を強化することとしており、具体的な事業につきましては、「危険物施設の予防査察事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「③消防団の活性化」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、女性団員も含め新団員の確保等の消防団の強化に努めるほか、消防団員の安全装備品の整備や人命救助活動の推進を図ることとしており、具体的な事業につきましては、「消防団安全装備品等購入事業」が位置づけられています。

続きまして、基本的な方向2「消防力の強化・高度化」を進めるための主要な施策についてですが、第3期基本計画では消防施設の適正配置や計画的な整備、消防資機材等の整備を進める「①消防施設、機器整備の高度化と効率化」としていましたが、今後は多様化・高度化する災害に対応できる出動体制を確立するため、必要とする消防施設等を堅持するとともに、単独・広域の両面から持続可能な消防力のあり方について検討する必要があるため「①市民の命を守る消防体制の堅持」と文言を変更しています。

次に、第3期基本計画では第1章「やさしさと共生するまち」にある施策「地域医療の充実」－基本的な方向「救急医療体制の整備」の主要な施策に「救急救命体制の整備」が位置づけられていましたが、消防・救急救助体制の充実に位置づけることが妥当であることから、第4期基本計画からこちらに移動しています。

次に、第3期基本計画では水利不足地域の解消を図るため、計画的に消火栓や防火水槽の整備に努める「②消防水利の拡充」としていましたが、人口減少や市街地形成の変化により消防水利の集約化も見据え、新設・統合・廃止等の適正配置が必要であるため「③消防水利の適正化」と文言を変更しています。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①市民の命を守る消防体制の堅持」について、第3期基本計画に即して言えば、効率的な出動体制を確立するために消防施設等の整備に努めるほか、消防体制について、単独・広域の両

面から持続可能な消防力のあり方について検討することとしています。

次に、主要な施策「②救急救命体制の整備」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、救急救命士を養成し、適正配置に努め、救急資機材の充実を図り、救急体制の整備に努めることとしています。

次に、主要な施策「③消防水利の適正化」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、計画的な消火栓や防火水槽の整備に努めるとしています。

以上で、「消防」に関する体系図の説明を終わります。

(副部会長)

ありがとうございます。テーマ「消防」に係る体系図の文言について1つずつ協議を進めさせていただきます。

第3節「安全に安心して暮らせるまちづくり」を達成するための施策Ⅱ「消防・救急救助体制の充実」、これを達成するための基本的な方向1「火災予防活動の推進」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①防火思想の普及」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_消防本部)

防火等の普及については、火災による死傷者を含めた被害の軽減を図るため、市民の皆さまに対して防火思想の普及活動を継続して行う必要があると考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

防火意識の高揚を図るとは具体的にどのような取り組みを行うのでしょうか。

(庁内委員_消防本部)

防火懇談やグループホーム等の防火管理体制についての助言等を実施していきたいと考えています。

(副部会長)

消防本部の施設を活用した防火意識の高揚を図る取り組みは実施しているのでしょうか。

(庁内委員_消防本部)

小学生を対象に施設見学を実施するほか、消防本部での実施ではありませんが、市内の商業施設にて年に1回消防フェスティバルを開催しています。

(委員)

防災の時と同様で「防火思想」の「思想」という文言が難しい表現であると思いますので、ここも併せて変更してはどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

先ほど、協議テーマ「防災」にて「防災思想」という文言があった際に同様の意見をいただいていたので、併せて庁内検討委員会で文言の変更等の検討をさせていただければと思います。

(副部会長)

次に、主要な施策「②防火査察の徹底」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_消防本部)

防火査察の徹底については、事業所や危険物施設への火災予防上必要な指導を継続して実施する必要があると考えています。また、現在、一人暮らしの高齢者の方を対象に査察を行っていますが、押し売りに対する警戒意識等により、査察を行うことが市民に対して逆に不安を与えてるのではないかという問い合わせもいただいています。

す。消防では回覧板やＳＮＳ等による広報活動のほか、査察を実施する上での服装を活動服に変える等の工夫を行っています。今後についても、時代に合わせて、活動を継続していきたいと考えています。

（副部会長）

ありがとうございます。今のご説明と第３期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

（副部会長）

次に、主要な施策「③消防団の活性化」について、第３期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

（庁内委員_消防本部）

消防団の活性化については、大規模災害時はもちろん、火災や防火広報、救命講習等、消防団の協力を得ながら現在、消防活動を行っています。

消防団の活性化は今後も継続して実施する必要があると考えています。

（副部会長）

ありがとうございます。今のご説明と第３期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

（副部会長）

消防団には女性団員もいるのでしょうか。

（庁内委員_消防本部）

女性団員はいます。救命講習を実施していただくほか、火災現場では避難者の保護等を行っていただいています。

（副部会長）

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「火災予防活動の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

施策Ⅱを達成するための基本的な方向2「消防力の強化・高度化」、基本的な方向2を進めるための主要な施策「①市民の命を守る消防体制の堅持」について、第3期基本計画から文言を変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_消防本部)

市民の命を守る消防体制の堅持については、今後、多様化・高度化する災害に対応できる出動体制を確立するため必要とする消防施設やマンパワーを堅持するとともに、今後の消防力のあり方について、単独や広域の両面から継続して検討していく必要があると考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、主要な施策「②救急救命体制の整備」について、第1章から移動しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_消防本部)

救急救命体制の整備については、救急出動時の救急救命体制を図るため、第1章から移動しています。

救急救命士の養成や救急資機材の充実等を行っていくため、継続して実施する必要

があると考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

普通救命講習や上級救命講習の市民への啓蒙・啓発や講習会の実施については、この主要な施策の考え方に記載しないのでしょうか。

(庁内委員_消防本部)

この主要な施策は救急救命体制となるため、出動に対する取り組みが位置づけられます。

(委員)

市民でも救命の力を育てている取り組みであるため、主要な施策の考え方に記載していただきたいと思います。

(事務局_企画調整G)

第3期基本計画では第1章に基本的な方向「救急医療体制の整備」－主要な施策「①救急医療体制の整備」、主要な施策「②救急救命体制の整備」としていました。

市民への啓発については、主要な施策「①救急医療体制の整備」に記載されており、主要な施策「②救急救命体制の整備」は移動させましたが、市民への啓発に関する内容はそのままとなっていたため、庁内検討委員会で記載する箇所等含めて検討させていただければと思います。

(副部会長)

次に、主要な施策「③消防水利の適正化」について、第3期基本計画から文言を変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_消防本部)

消防水利の適正化については、今後は、人口減少や市街地形成の変化等があり、消防水利の集約化も見据え、消防水利の新設や更新、廃止等について、適正な配置を検討していく必要があると考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「消防力の強化・高度化」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策Ⅱ「消防・救急救助体制の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

最後に、第3節「安全に安心して暮らせるまちづくり」の文言についてですが、こちらにつきましては、次回の協議テーマである「交通安全・消費・防犯・空家」の協議を踏まえて、ご意見等をいただきたいと思いますと考えています。

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【質問等なし】

これで市民自治推進委員会防災・環境部会を終了いたします。